

深川市再生可能エネルギー導入ビジョン策定業務委託 仕様書

1. 委託件名

深川市再生可能エネルギー導入ビジョン策定業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

3. 履行場所

北海道深川市2条17番17号

4. 業務の目的

本業務は、2050年までの脱炭素社会を見据え、本市の温室効果ガス排出量の現状把握と将来推計を行うとともに、地域の特性や資源を最大限に活用し、持続可能な地域社会の実現に向けた再生可能エネルギー導入ビジョン（以下、「再エネビジョン」という。）を策定することを目的とする。

地域住民、事業者、行政等の多様な主体が連携し、地域内でのエネルギー自給率の向上、地域経済の活性化及び脱炭素社会の実現を目指す中で、導入可能性の高い再生可能エネルギーの種類や導入方針、推進体制等を明確化する。これにより、地域に根ざしたエネルギー政策の方向性を示し、今後の具体的な施策展開の基盤を構築する。

なお、再エネビジョンは、令和8年度に策定を予定している、深川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基礎となるような作りとする。

5. 業務の内容

（1）計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成する。

（2）国等の政策動向の整理

2050年の脱炭素社会の実現に向けた対応を踏まえ、再生可能エネルギーの利用促進やゼロカーボンの施策方針などに係る国及び北海道の政策動向の整理を行うこと。

（3）上位計画・関連計画の整理

本市の上位計画と関連計画との施策の整理・分類を行うこと。

（4）基礎情報の収集及び現状分析

再エネビジョンの策定にあたり、本市の自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料として、次の項目について情報の収集・整理、分析を行うこと。

① 自然的課題の整理

区域の地勢・気候、森林等の現状調査を実施し、自然的課題を整理する。

② 社会的課題の整理

都市構造、土地利用、交通体系、インフラ、人口動態等の現状調査を実施し、社会的課題を整理する。

③ 経済的課題の整理

事業所・就業者・自動車数の状況、産業構造、経済動向等の現状調査を実施し、経済的課題を整理する。

(5) 再生可能エネルギー・省エネルギーに関する調査

① 再生可能エネルギー等に関する現状分析及び導入実績調査

市内における再生可能エネルギーの導入状況や活用実態について、以下の観点から現状分析を行うこと。

- a 導入済み設備の種類（太陽光、風力、バイオマス、小水力等）と設置場所の分布
- b 発電規模、稼働状況、維持管理体制
- c 地域内でのエネルギー利用の実態（自家消費・売電等）
- d 導入における課題（コスト、制度、住民理解等）
- e 地域経済や雇用への波及効果の有無

② 再生可能エネルギーポテンシャル調査

市内における再生可能エネルギーの導入可能量を算出する。調査にあたっては、(4) で実施した基礎情報の収集又は現状分析結果並びに環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム REPOS」等の公表されている最新データ等を活用し、地域の特性を反映した現実的な再エネ量とする。また、必要に応じて関係機関に聞き取りを行う。

(6) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」等を活用し、本市の将来の温室効果ガス排出量として、中期目標の 2030 年度及び長期目標の 2050 年における温室効果ガスの将来排出量を推計する。推計にあたっては、本市の実情を踏まえた人口予測や経済予測等を反映した部門ごとの推計を行うものとし、追加的措置を行わない現状趨勢ケースである「BAU シナリオ※」を含めた複数パターンを作成する。また、エネルギー需要に関しても将来推計を行う。

※ 人口や経済など将来の活動量の変化は想定するものの、排出削減に向けた対策・施策の追加的な導入が行われないと仮定したシナリオ

(7) 2050 年までの脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成

① 将来ビジョン

長期目標の 2050 年において脱炭素が実現した社会の姿である将来ビジョンを作成する。

将来ビジョンは、本市の特性を把握、分析し、国や道が目指す方向性も踏まえて作成するとともに、多くの市民が具体的な将来像についてイメージが持てるものとする。

② 再生可能エネルギー導入・省エネルギー推進の可能性検討

(5) で実施した再生可能エネルギー・省エネルギーに関する調査結果に基づき、カーボンニュートラル実現のために必要となる再生可能エネルギー導入・省エネルギー推進等に関する具体的施策を複数検討し、それぞれの課題及び期待される効果を整理する。

なお、本業務は令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（第1号事業））を活用する予定であるため、施策検討の際は、同補助金交付規程第3条第5項に規定する事項を踏まえた内容とすること。

③ 市民及び事業者へのアンケート調査

市民及び市内の事業者に対し、エネルギー使用状況や省エネに関する取組、気候変動対策への関心事項、行政に求める要望など、計画策定の基礎とするためのアンケート調査を行う。

- a 調査対象は、無作為抽出により市内在住の満18歳以上の市民1,000人、市商工会議所の会員市内事業者500事業所とする。
- b 調査票は、委託者との協議の上で作成する。なお、回答方法は「返信用封筒を用いた回答」もしくは、「オンライン回答」のいずれかを調査対象者が選択できる仕様とすること。
- c 調査票の印刷は受託者が行い、発送、返信用封筒の印刷、封入及び投函は、委託者が行う。
- d 対象者には、委託者が郵送料（返信を含む。）負担のもと調査票を送付する。また、アンケート発送用の宛名ラベル用シールは委託者が用意する。
- e 調査の集計は、受託者が単純集計と合わせて、必要な項目についてはクロス集計を行う。これらの集計結果は、グラフ等を用いて視覚的に分かりやすく表現し、あわせて分析を行う。

④ 再生可能エネルギー導入・省エネルギー推進の目標の作成

上記①、②の検討結果、③の市民及び事業者の意向、また（4）の調査分析結果に基づき、本市における再生可能エネルギー導入・省エネルギー推進それぞれの2030年度までの中期目標と2050年までの長期目標を設定する。

（8）環境審議会の開催支援

本業務においては、再エネビジョンの策定に向けた検討を行うため、深川市環境審議会において必要な審議を3回程度実施する。そのうち委託事業者は、当該審議会の開催にあたり資料の作成補助等の支援業務を行うものとする。

（9）打合せ・協議

打合せ・協議は3回程度とし、その他必要に応じて適宜実施する。

なお、打合せ・協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受託者が取りまとめ、本市及び受託者が確認のうえ、双方が保管するものとする。

6. 成果品の作成

(1) 成果品は次のとおりとする。

なお、「5. 業務の内容」の内容をとりまとめ、業務報告書を作成すること。

- ① 業務報告書（再エネビジョン）：3部
- ② 業務報告書概要版（再エネビジョン）：3部
- ③ 関連資料：一式
- ④ 上記電子データ（CD-R等）：一式

※電子媒体で閲覧および修正可能な形式とすること。

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権、その他の権利（以下「著作権等」という。）は、本市に移転するものとする。

(3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとするが、本市は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

7. その他の留意事項

(1) 再委託の禁止

受託者が、本業務の各工程を一括して第三者に委託することは禁止とする。ただし、各工程の一部を第三者に委託する必要がある場合には、あらかじめ本市の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

(2) 再委託先の要件

再委託先の事業者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

(3) 再々委託の禁止

再委託となったものが、さらに第三者に委託（再々委託）することは禁止とする。

(4) 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。なお、再委託先についても同様の守秘義務を負うこととする。

(5) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

(6) その他

関係書類等については、本業務委託終了年度から5年間保管すること。また、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合は、本市に協力すること。